

京都府立大学学長業績評価規程

平成28年11月18日
学長選考会議決定第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学長選考会議規程第5条第1項第3号の規定による学長の業績評価に関し必要な事項を定める。

(業績評価の時期)

第2条 業績評価は、学長就任の初年度を除き、原則として毎年度行うものとする。

(業績評価項目)

第3条 学長の業績評価は、次に掲げる評価項目を対象とする。

- (1) 学長候補者の時点で、京都府立大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）に提出した所信表明書等の達成状況
- (2) その他選考会議が必要と認める評価項目

(学長の自己評価)

第4条 学長は、選考会議の求めに応じ、前条の評価項目に対して自己評価を行い、選考会議に提出しなければならない。

(学長説明の聴取・質疑等)

第5条 選考会議は、学長の自己評価内容について、原則として直接学長から意見を聴取するものとする。なお、必要に応じ、京都府立大学法人役員及び京都府立大学教職員の意見を求める等の調査を行うことができる。

(評価書の作成・公表)

第6条 選考会議は、前2条に規定する書面、意見聴取、調査等に基づき、評価書を作成の上、速やかに公表する。

ただし、議長が正当な理由があると認めるときは、その一部又は全部を公開しないことができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学長の業績評価の実施に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年11月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月30日から施行する。